



第110期 定時株主総会 招集ご通知

● 日時

2018年6月26日（火曜日）午前10時

● 場所

青森市橋本一丁目9番30号
当行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2018年6月25日（月曜日）
午後5時まで

株式会社 **青森銀行**

証券コード：8342

目次

第110期定時株主総会招集ご通知	1
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）5名選任の件	5
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	9
第5号議案 取締役等に対する業績連動型 株式報酬等の額および 内容決定の件	13
（添付書類）	
第110期事業報告	21
計算書類	44
連結計算書類	47
監査報告書	49
インターネットによる議決権行使のご案内	53
株主総会会場ご案内略図	

(証券コード 8342)
2018年6月4日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号
株式会社 **青森銀行**
取締役頭取 成田 晋

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月25日（月曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第110期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第110期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、後記（53頁から54頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに行使ください。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<http://www.a-bank.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.a-bank.jp/>）に掲載いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円とし、配当総額は611,196,180円といたしたいと存じます。

なお、当行は2017年10月1日付で、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。当期は株式併合前の2017年9月30日を基準日として1株につき3円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金30円と期末配当金30円を合わせ1株あたり60円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月27日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当行は、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、役付執行役員制度を導入し、経営の「監督」と「執行」の分離を一段と進めることで、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図ることといたしました。

これに伴い、執行を兼務する取締役を執行役員に移行することとなるため、現行定款において「選定する」としている常務取締役について、「選定することができる」に変更し、役付取締役の選定に機動性、柔軟性を持たせるため、現行定款第28条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本変更につきましては、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第28条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役頭取1名、常務取締役若干名を選定する。なお業務の都合により取締役会長1名、取締役副頭取、専務取締役若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役頭取1名を選定する。なお取締役会長1名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
3 取締役頭取は、当銀行を代表する。	3 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当行は、取締役の監督機能の強化および執行役員による業務執行体制をより明確にするため、役付執行役員制度を導入することといたします。これに伴い、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
①	はま や さとし 浜 谷 哲	取締役会長 (代表取締役) 再任	17回/17回 (100%)
②	なり た すすむ 成 田 晋	取締役頭取 (代表取締役) 再任	17回/17回 (100%)
③	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕	常務取締役 再任	16回/17回 (94%)
④	たけ うち ひとし 竹 内 均	常務取締役 再任	14回/17回 (82%)
⑤	あつ み なお たけ 厚 美 尚 武	新任 社外 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	<p>はま や さとし 浜 谷 哲 (1950年12月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>1973年4月 当行へ入行 2003年6月 同取締役審査部長 2006年6月 同取締役総合企画部長 2007年6月 同常務取締役 2009年6月 同専務取締役 2010年6月 同取締役副頭取 2011年4月 同取締役頭取 2015年4月 同取締役会長 (現任)</p>	3,800株
	<p>《取締役候補者とした理由》 当行の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2011年4月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担ってきました。これらの経験をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能向上による経営体制の強化が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>		
②	<p>なり た すすむ 成 田 晋 (1954年9月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>1978年4月 当行へ入行 2008年6月 同執行役員審査部長 2010年6月 同執行役員弘前支店長 2011年4月 同執行役員弘前地区統括 2011年6月 同常務取締役 2014年6月 同専務取締役 2015年4月 同取締役頭取 (現任) 監査部担当</p>	5,520株
	<p>《取締役候補者とした理由》 営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富であり精通しております。2014年6月の代表取締役就任以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理および業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
③	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (1957年9月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 当行へ入行 2005年4月 同湊支店長 2007年4月 同総合企画部部長兼広報室長 2008年1月 同個人部長 2009年6月 同総合企画部長 2011年4月 同執行役員営業統括部長 2012年6月 同執行役員審査部長 2013年6月 同取締役弘前地区統括 2015年6月 同常務取締役(現任) 東京事務所、総合企画部、シ ステム部担当	3,440株
<p>《取締役候補者とした理由》 総合企画部長をはじめ本部部長を4部門歴任し、2013年6月取締役就任。直近は本部3部門を統率、卓越したリーダーシップを発揮。当行の事業発展に貢献できる人材であるため取締役候補者としたしました。</p>			
④	たけ うち ひとし 竹 内 均 (1957年7月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 当行へ入行 2001年3月 同石江支店長 2002年12月 同審査部審査役 2004年7月 同審査部企業支援室長 2007年7月 同函館支店長 2009年7月 同三沢支店長 2011年4月 同八戸支店長 2012年6月 同執行役員八戸地区統括 2014年6月 同取締役八戸地区統括 2015年6月 同常務取締役 2016年6月 同常務取締役地区営業本部長 (西北五・上十三・下北地区担 当) 2017年6月 同常務取締役(現任) 営業統括部、人事部、総務部 担当	2,970株
<p>《取締役候補者とした理由》 八戸支店長をはじめ営業店長を4カ店歴任、業務全般に精通し十分な知識も具備しております。2014年6月取締役就任、直近は本部3部門を統括。経営者として十分な社会的信用を得ており、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑤	<p>あつ み なお たけ 厚 美 尚 武 (1945年6月6日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>1968年4月 日本アルミニウム工業株式会社へ入社</p> <p>1984年11月 住友ビジネスコンサルティング株式会社へ入社</p> <p>1989年4月 同社大阪コンサルタント第3部部长、主席コンサルタント</p> <p>1995年4月 株式会社日本総合研究所研究事業本部マーケティング戦略部部长、主席研究員</p> <p>2005年7月 同社総合研究部門パートナー、主席研究員</p> <p>2013年4月 アンズコンサルティング代表(現任)</p>	300株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>経営コンサルタントとして事業戦略、マーケティング戦略等の領域で高い専門性を有しております。その知識と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- 注
1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 厚美尚武氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 厚美尚武氏の選任が承認された場合、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出し、新たに独立役員となる予定であります。
 4. 取締役との責任限定契約について
厚美尚武氏の選任が承認された場合、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
①	おがさわら かつ ひろ 小笠原 勝 博	執行役員 人事部長 新任	—
②	いし だ のり ひさ 石 田 憲 久	取締役 監査等委員 再任 社外 独立	17回/17回 (100%)
③	くし びき とし さだ 櫛 引 利 貞	取締役 監査等委員 再任 社外 独立	13回/17回 (76%)
④	いし だ み え 石 田 深 恵	新任 社外 独立	—

候補者番号… 女性取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	おがさわら かつ ひろ 小笠原 勝 博 (1961年8月23日生) [新任]	1985年4月 当行へ入行 2006年4月 同六ヶ所支店長 2008年6月 同市場国際部副部長 2010年4月 同リスク統括部長 2011年7月 同新町支店長 2013年4月 同総務部長 2015年6月 同執行役員人事部長 (現任)	1,800株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を2カ店、本部3部門長を歴任。銀行業務全般に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識を有しており当行の監査・監督機能強化が期待できることから、取締役候補者いたしました。			
②	いし だ のり ひさ 石 田 憲 久 (1953年10月11日生) [再任] [社外取締役] [独立役員]	1978年4月 朝日生命保険相互会社へ入社 1982年10月 学校法人青森田中学園法人本部長 1998年4月 青森中央短期大学教授 (現任) 2007年11月 学校法人青森田中学園理事長 (現任) 2007年11月 社会福祉法人中央福社会理事長 (現任) 2010年12月 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長 (現任) 2013年11月 青森商工会議所副会頭 (現任) 2015年6月 当行取締役 2016年6月 同取締役監査等委員 (現任)	500株
《社外取締役候補者とした理由》 学校法人青森田中学園の理事長であり、学校経営者としての豊富な経験を有しております。また、当行取締役としての実績も有しております。豊富な実績に基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するものであり、社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏の当行社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年、また当行社外取締役(監査等委員)在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

- 注 1. 取締役候補者石田憲久氏が代表取締役会長を務める株式会社青森新生活互助会および副会頭を務める青森商工会議所と当行との間には貸出金等の取引があります。
取締役候補者榎引利貞氏が代表取締役社長を務めるカネショウ株式会社と当行との間には貸出金等の取引があります。
上記以外の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 石田憲久、榎引利貞、石田深恵の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石田憲久、榎引利貞の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、石田深恵氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
石田憲久、榎引利貞の両氏と当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しておりましたが、石田憲久、榎引利貞、石田深恵の3氏の選任が承認された場合、石田憲久、榎引利貞の両氏との間で本契約を継続し、石田深恵氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されておりますが、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに、当行の取締役および執行役員（国外居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、実施項目等を鑑み、報酬額および内容は妥当であると判断いたしました。

本議案は、2016年6月23日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（年額216百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当行の取締役は4名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は9名となります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

また、本議案の承認可決を条件として、2016年6月23日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただいております株式報酬型ストックオプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与は行わず、本制度の対象となる取締役等に付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することとし、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当行の取締役等の報酬体系は、「基本報酬」「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

<p>①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。） ・ 当行の執行役員（国外居住者を除く。）
<p>②制度の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響</p>	
<p>当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として、合計195百万円 ・ ただし、本年度から開始する対象期間については4事業年度を対象とする合計260百万円の上限に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、332百万円を上限とする金員を別途拠出
<p>当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定（本年度に設定する信託は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。） ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、30,000ポイント ・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2018年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.1% ・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として55,460ポイントを上限として別途ポイントを付与します。

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・毎事業年度の業績目標（当期純利益等）の達成度に応じて変動します。
④当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。ただし、本年度から開始する当初の本制度については、現中期経営計画の残存期間である2019年3月31日で終了する事業年度および次期中期経営計画の対象となる2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度を対象（以下「当初対象期間」という。）とし、本（2）第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の連続する3事業年度を対象とします。

当行は、対象期間ごとに195百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。ただし、当初対象期間に関しては、前述のとおり4事業年度を対象とすることから、当行は260百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として332百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します（本年度に設定する本信託については、株式市場から当行株式を取得します。）。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、195百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する

当行株式で交付等が未了であるものを除く。) および金銭 (以下「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、195百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等に対して、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における業績目標の達成度に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与します。

また、本制度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄した取締役等に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役等の退任時にポイントの累積値 (以下「累積ポイント」という。) に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、30,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数とは別に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、当行の取締役等に対して55,460ポイントを上限とするポイントを付与します。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの70% (単元未満株式は切り捨て) に相当する数の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応

じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が国外居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

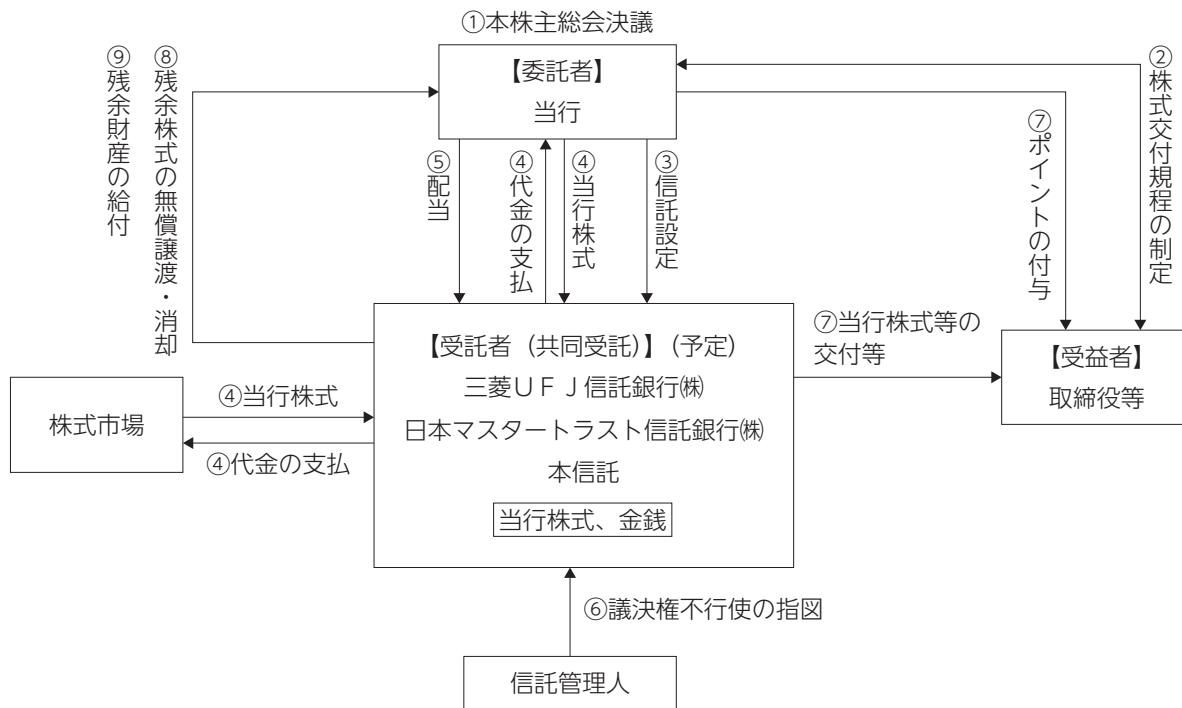
本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2018年5月15日付『「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ』をご参照ください。

(ご参考) 2018年5月15日付プレスリリースからの抜粋
 [本制度の概要]



- ①当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得を予定しています。）。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当行
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤受益者 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
- ⑦信託契約日 2018年8月1日（予定）
- ⑧信託の期間 2018年8月1日（予定）～2022年8月31日（予定）
- ⑨制度開始日 2018年9月3日（予定）
- ⑩議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当行普通株式
- ⑫信託金の上限額 592百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）

- ⑬株式の取得時期 2018年8月2日～2018年9月14日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
- ⑭株式の取得方法 株式市場より取得（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得を予定しています。）
- ⑮帰属権利者 当行
- ⑯残余財産 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。

以上

添付書類

第110期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社5社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店88か店、出張所11か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

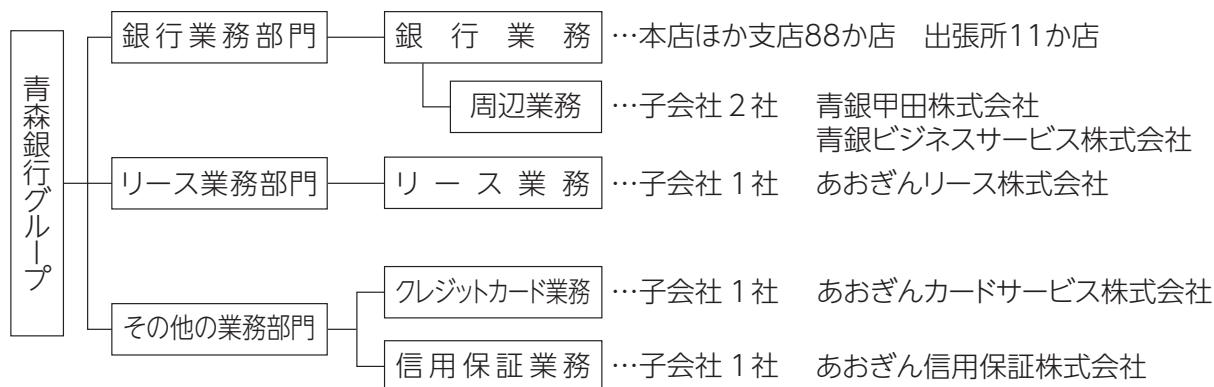
ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子会社2社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



(金融経済環境)

2017年度の国内経済は、企業収益や雇用環境の改善などから緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の政策運営や欧州の政治情勢の不安定さ、中東および東アジアにおける地政学リスクの高まりなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

この間の青森県経済は、緩やかな回復の動きで推移しました。需要項目別にみますと、個人消費は基調として回復の動きとなりました。大型小売店販売は、天候不順による客足の減少が一時的にみられたものの、新規出店、品揃え強化等を背景に好調を維持し、乗用車販売や住宅投資についても堅調な推移となりました。生産面は、新興国経済の回復基調を受け、OA機器をはじめ通信機器や自動車、産業機械向け部品を中心に電機機械が好調に推移しております。また雇用情勢は、有効求人倍率が統計開始以来過去最高を更新し、一部の業種では人手不足が顕在化しております。

一方、海外における観光地としての青森県のイメージ向上、冬季間の国際定期・チャーター便の増便などの効果により、インバウンド需要が好調に推移し、県経済に一定の下支え効果がみられました。今後も拡大が見込まれるこうした需要の取り込みにより、県経済への更なる波及効果が期待されております。

(事業の経過および成果)

以上のような経営環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役職員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益445億80百万円、連結経常利益60億80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益42億92百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 銀行業務部門

2017年度は、第15次中期経営計画「あおぎん Leading プラン」(2016年4月～2019年3月)の2年目として、目指す姿である「県内No. 1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」の実現に向け、資金供給機能・地域金融サービス・地域活性化をリードする取組みを推し進めてまいりました。

営業活動としては、「現場営業力の強化」を実践し、地域およびお客さまへスピード・情報力・先見性の価値を提供するとともに、地域経済の持続的成長への貢献を果たすべく、地域経済活性化への取組みを強化してまいりました。主な取組みなどは次のとおりであります。

○法人・事業主のお客さまへの取組み

お客さまの事業内容をより一層理解することで、ニーズの深掘りや課題共有を行い、お客さまへの最適なコンサルティングを提供する取組みを強化してまいりました。その一環として、本部・営業店が一体となった情報蓄積・共有体制を整備するため、新営業支援システムを導入し、情報開発機能の拡充を図ってまいりました。また、事業性評価を重視した取組みとしては、創業支援、成長支援等、お客さまのライフステージに合わせたご融資のみならず、クラウドファンディングサービスやファンドを活用した投資など、資金供給機能の充実を図ってまいりました。加えて、事業承継やM&A等コンサルティング機能の充実にも力を入れており、認定資格制度である「事業承継・M&Aエキスパート」資格取得者の増員など、専門人材の養成に努めてまいりました。その他、今後成長が期待される環境・エネルギー、医療・介護やアグリビジネス分野では、各種専門資格の有資格者を専担者として本部内に配置するなど、積極的な資金供給や地域産業の育成支援に向けた取組みを実践してまいりました。

○個人のお客さまへの取組み

「We b完結型フリーローン」など利便性向上に向けた来店不要サービスの拡充や、資産運用における総合的なコンサルティングを担う行内資格である「マネーカウンセラー」および住宅ローンに関する高い専門スキルを持つ行内資格である「ローンアドバイザー」の養成・増員等、お客さまのニーズに的確に対応すべく、営業体制の充実に努めてまいりました。また、証券会社との提携により当行ホームページ上で口座開設のご案内等を行う金融商品仲介業サービスを開始するなど、お客さま本位の業務運営の実践に取り組んでまいりました。

○地域活性化への取組み

当行では、産学官金の連携を通じた地域経済活性化への取組みを深化・加速化させており、外部専門機関と連携した「<あおぎん>地方創生コンソーシアム」を組成し、青森県内の地方公共団体の多様なニーズ・課題に対し、当行と各分野の専門機関による協働を通じて、地域経済活性化に向けた多角的な支援を展開してまいりました。

地域経済活性化への具体的な取組みとしては、青森県内金融機関としては初めてとなる特定創業支援事業による「創業セミナー」を開催したほか、地域の子供の成長支援や就労支援ならびに環境保全等、地域貢献を目的とした「CSR私募債（寄贈オプション付）」の取扱いを開始しました。また、外国人観光客向けのキャッシュレス環境整備に向け、関係機関との連携を開始するなど、地域経済活性化に貢献してまいりました。

○サービス最適化に向けた取組み

お客さまの利便性を追求するため、操作画面を全面リニューアルし「カラーユニバーサルデザイン」の認証を取得した最新型ATMを導入するとともに、当行キャッシュカードによるコンビニATMの利用時間を24時間に拡大いたしました。また、障がい者への配慮の一環として、骨伝導会話システムを導入したほか、当行の「女性企画チーム」の提案による、乳幼児連れのお客さまにやさしい店舗設備を設置するなど、お客さまが快適にご利用いただけるような接遇向上に努めてまいりました。

このように、2017年度は第15次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを深掘りした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

譲渡性預金を含めた総預金につきましては、個人預金および法人預金が引き続き堅調に推移したことから、期末残高は期中835億円増加して、2兆5,535億円となりました。

貸出金につきましては、県内の法人向け貸出および個人向け貸出が増加したことにより、期末残高は期中450億円増加して、1兆7,445億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中573億円減少して、期末残高は7,979億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸倒引当金戻入益や貸出金利息の減少等により、前期比33億53百万円減収の352億13百万円となりました。また経常費用は、資金調達費用や営業経費の減少等により、前期比22億62百万円減少の295億26百万円となりました。この結果、経常利益は前期比10億92百万円減益の56億86百万円となり、当期純利益についても前期比3億89百万円減益の42億23百万円となりました。

ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、前期比2億36百万円増収の50億32百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比48百万円増益の4億66百万円となりました。

ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比88百万円減収の55億49百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比1億25百万円減益の4億57百万円となりました。

(対処すべき課題)

マイナス金利の継続等によって市場金利低迷の長期化が予想されることに加え、F i n T e c h (金融とITが融合した先進サービス)をはじめとする新たな金融サービスの台頭など、地域金融機関を取り巻く経営環境は目まぐるしい変化を続けております。

一方、当行の主な営業地域であります青森県においては、地方公共団体による地域経済活性化への継続的な取組みに加え、訪日外国人を含む観光客数の増加に伴う観光需要取り込みによる経済波及効果等が期待されております。

このような中、2018年度は第15次中期経営計画の最終年度として、「営業体制の再構築による競争力の向上」や「地方創生への積極的な取組み」など、基本戦略として掲げた施策を着実に実施するとともに、当行グループ一体となった金融サービスの充実に努め、中期経営計画に掲げる目指す姿の実現を図ってまいります。

当行グループは、これからも株主の皆さまに対し、より積極的な情報開示および経営の透明性向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	49,400 ^{百万円}	49,532 ^{百万円}	47,984 ^{百万円}	44,580 ^{百万円}
経常利益	10,153 ^{百万円}	9,644 ^{百万円}	7,431 ^{百万円}	6,080 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,838 ^{百万円}	5,779 ^{百万円}	4,959 ^{百万円}	4,292 ^{百万円}
包括利益	20,693 ^{百万円}	3,981 ^{百万円}	△106 ^{百万円}	3,859 ^{百万円}
純資産額	1,172	1,191	1,180	1,207
総資産	26,635	27,250	29,055	29,107

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	22,639	22,868	23,180	23,895
定期性預金	9,887	9,732	9,441	9,140
その他	12,752	13,135	13,739	14,755
貸 出 金	15,788	16,595	16,995	17,445
個人向け	2,953	3,148	3,437	3,769
中小企業向け	4,415	4,659	4,877	5,239
その他	8,420	8,787	8,680	8,436
商品有価証券	0	0	2	2
有 価 証 券	9,015	8,737	8,552	7,979
国 債	3,372	3,382	3,349	3,148
その他	5,643	5,355	5,202	4,830
総 資 産	26,491	27,117	28,924	28,991
内 国 為 替 取 扱 高	162,773	158,825	157,674	158,766
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 387	百万ドル 230	百万ドル 246	百万ドル 250
経 常 利 益	百万円 9,136	百万円 8,874	百万円 6,778	百万円 5,686
当 期 純 利 益	百万円 4,973	百万円 5,247	百万円 4,612	百万円 4,223
1株当たり当期純利益	円 銭 24 32	円 銭 25 81	円 銭 226 88	円 銭 207 27

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使用人数	1,326人	43人	16人	27人	1,317人	44人	13人	30人

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	1,326人	1,317人
平均年齢	41年2月	41年4月
平均勤続年数	18年10月	19年1月
平均給与月額	385千円	386千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
青 森 県	店 92 (うち出張所 11)	店 93 (うち出張所 12)
秋 田 県	2 (—)	2 (—)
北 海 道	3 (—)	3 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
宮 城 県	1 (—)	1 (—)
岩 手 県	1 (—)	1 (—)
合 計	100 (11)	101 (12)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を183か所（前年度末185か所）設置しております。
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を72か所（前年度末71か所）設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度新設営業所は該当ありません。なお、「柳町通出張所」は、2018年3月12日をもって廃止し古川支店へ統合しております。

また、上記のほか、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

○株式会社イーネット提携店舗外現金自動設備（5か所）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末		前 年 度 末	
銀行周辺業務	青森県	3 ^店	青森県	3 ^店
青銀甲田株式会社	青森県	1	青森県	1
青銀ビジネスサービス株式会社	青森県	2	青森県	2
リース業務	青森県	5 ^店	青森県	5 ^店
あおぎんリース株式会社	青森県	5	青森県	5
その他の業務	青森県	2 ^店	青森県	2 ^店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県	1	青森県	1
あおぎん信用保証株式会社	青森県	1	青森県	1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,628
リース業務	6
その他の業務	0
合計	2,635

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	731
	事務機器・現金自動設備等	888
	ソフトウェア	928
合計		2,548

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業務	1963年 3月1日	百万円 10	% 100.00	—
青銀ビジネスサービス株式会社	青森市橋本一丁目5番18号	銀行事務代行業務	1988年 4月1日	20	100.00	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業務	1985年 7月23日	56	59.52	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	各種機械器具の賃貸	1985年 10月5日	60	65.00	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業務	1980年 1月25日	30	100.00	—

注 1. 上記の5社はすべて連結対象としております。

2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当期の連結経常収益は44,580百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,292百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスおよび株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社および富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
浜谷 哲	取締役会長 (代表取締役)		
成田 晋	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当	
建部 礼仁	専務取締役	リスク統括部、法人営業部、地域振興部担当	
出町 文孝	専務取締役	審査部、市場国際部担当	
川村 明裕	常務取締役	東京事務所、総合企画部、システム部担当	
竹内 均	常務取締役	営業統括部、人事部、総務部担当	
佐々木 知彦	常務取締役 (地区営業本部長 ：青森地区担当)	事務統括部担当	
石川 啓太郎	取締役 (地区営業本部長 ：弘前地区担当)		
石橋 理	取締役 (地区営業本部長 ：八戸地区担当)		
杉山 大幹	取締役 監査等委員		
大矢 卓	取締役 監査等委員 (社外取締役)	八戸港湾運送株式会社 代表取締役会長 東日本タグボート株式会社 代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社 代表取締役社長	

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
石 田 憲 久	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	学校法人青森田中学園 理事長 株式会社青森新生活互助会 代表取締役会長	
櫛 引 利 貞	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	カネショウ株式会社 代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組 合理事長	

- 注 1. 取締役監査等委員大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員杉山大幹氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	9名	198 (50)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	30
合 計	13名	228 (50)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。
2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円であります。また、上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額とは別に、2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の限度額は、年額40百万円であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分報酬等を次のとおり支給しております。
取締役 3名 30百万円
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与23百万円、株式報酬型ストックオプション報酬額27百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
5. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、監査等委員会において検討した結果、妥当であるとの判断が示されております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、取締役である大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 矢 卓	八戸港湾運送株式会社代表取締役会長 東日本タグボート株式会社代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社代表取締役社長
石 田 憲 久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
櫛 引 利 貞	カネショウ株式会社代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組合理事長

注 大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への出席状況	取締役会および監査等委員会 における発言その他の活動状況
大矢 卓	5年10月	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席し、当期開催の監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
石田 憲久	2年10月	当期開催の取締役会のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、私学経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
櫛引 利貞	1年10月	当期開催の取締役会17回のうち13回に出席し、当期開催の監査等委員会16回うち14回に出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	10	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	29,400千株
	発行済株式の総数	20,512千株

2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、同年10月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これにより発行可能株式総数は264,600千株減少し29,400千株となっております。また発行済株式の総数は、184,609千株減少して20,512千株となっております。

(2) 当年度末株主数	20,872名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	千株 860	% 4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	782	3.84
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	535	2.62
日本生命保険相互会社	477	2.34
明治安田生命保険相互会社	476	2.34
青森銀行職員持株会	385	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	321	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	291	1.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	290	1.42
田中建設株式会社	257	1.26

- 注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は持株数を発行済株式（自己株式を除く）の総数で除して算出しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 佐藤武男	60	コンフォートレター作成業務に 基づく報酬 2

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は69百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
- ③ 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
- ④ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各部店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ⑤ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ⑦ 内部監査部署である監査部は、各部店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクを、以下に記載のA. からD. に分類し管理する。
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。また、各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ③ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

ト. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会5回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（61回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（4回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況について信用リスク管理委員会、ALM・収益管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について経営会議（4回）に報告しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第110期末 (2018年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	292,377	預当座預金	2,389,528
現預金	34,127	当座預金	74,216
預け金	258,250	普通預金	1,298,422
買入金	2,512	貯蓄預金	36,186
商有品	200	通知預金	8,712
商有品	200	定期預金	913,996
国債	797,901	積立預金	4
地方債	314,894	その他の預金	57,988
株式	152,176	譲渡性預金	164,046
その他	143,101	一時的マネ	20,634
の他	29,529	利用	184,171
の証	158,200	借入金	184,171
貸出	1,744,538	外国為替	28
割引手貸付	3,068	未渡外為替	4
引形書	41,154	未払外為替	24
座為	1,559,351	その他の負債	3,941
外為	140,965	未払法人税	201
外為	1,565	未払受取	547
買入	1,564	前給付	529
その他	0	融一ス	0
の他	25,162	の他の負債	84
未収	3,011	賞与引当金	442
金融商品	91	睡眠預金	2,135
の他	22,059	延税	588
有形固定資産	20,125	再評価に係る繰上	550
土地	6,217	負債	3,587
建物	10,828	支払	1,593
建設	269	負債の部合計	17,505
その他	188		2,786,175
有形固定資産	2,620	(純資産の部)	
無形固定資産	1,895	資本	19,562
ソフトウエ	1,664	本剰余金	12,916
その他	100	本準備金	12,916
の無形固定資産	130	利益剰余金	61,868
前払年金	3,016	利益準備金	6,646
支払倒引	17,505	その他の利益剰余金	55,222
投資損失引当	△7,675	別途積立	49,000
	△2	繰上	6,222
		己株	△500
		株主資本合計	93,846
		その他の有価証券評価差額	16,584
		繰上	△58
		土地再評価差額	2,423
		評価・換算差額等合計	18,949
		新株予約権	152
		純資産の部合計	112,948
資産の部合計	2,899,123	負債及び純資産の部合計	2,899,123

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第110期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	26,705	35,213
資金運用収益	17,837	
貸出証券利息	8,844	
有価証券の他の受取利息	6	
預け入れの受取利息	15	
その他の受取利息	0	
役務受取の他の業務収益	6,035	
その他の業務収益	1,263	
外国債の他の業務収益	4,772	
その他の業務収益	425	
外国債の他の業務収益	116	
その他の業務収益	308	
その他の業務収益	0	
その他の業務収益	2,047	
貸倒引当金の戻取	580	
株式の他の業務収益	2	
その他の業務収益	936	
その他の業務収益	527	
経常費用	1,009	29,526
資金調達費用	802	
譲渡性預金	39	
二債金	106	
その他の業務費用	45	
その他の業務費用	16	
その他の業務費用	0	
役務支取の他の業務費用	3,023	
その他の業務費用	311	
その他の業務費用	2,711	
その他の業務費用	1,948	
商国債の他の業務費用	0	
その他の業務費用	1,919	
その他の業務費用	28	
営業の他の業務費用	23,233	
株式の他の業務費用	311	
その他の業務費用	81	
その他の業務費用	0	
その他の業務費用	229	
経常利益	5,686	

第110期末 (2018年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	292,480	預 金	2,383,286
買入金銭債権	2,512	譲渡性預金	159,946
商品有価証券	200	コールマネー及び売渡手形	20,634
有価証券	795,630	借 用 金	191,562
貸 出 金	1,731,955	外 国 為 替	28
外国為替	1,565	そ の 他 負 債	10,467
リース債権及びリース投資資産	13,570	賞 与 引 当 金	616
そ の 他 資 産	38,527	役 員 賞 与 引 当 金	14
有形固定資産	20,803	退職給付に係る負債	367
建物	6,449	役員退職慰労引当金	15
土地	11,051	睡眠預金払戻損失引当金	550
建設仮勘定	188	繰延税金負債	3,444
その他の有形固定資産	3,113	再評価に係る繰延税金負債	1,593
無形固定資産	1,928	支 払 承 諾	17,505
ソフトウェア	1,791	負 債 の 部 合 計	2,790,033
その他の無形固定資産	136		
退職給付に係る資産	2,804	(純資産の部)	
繰延税金資産	428	資 本 金	19,562
支払承諾見返	17,505	資 本 剰 余 金	12,916
貸倒引当金	△9,117	利 益 剰 余 金	69,981
投資損失引当金	△2	自 己 株 式	△500
		株 主 資 本 合 計	101,959
		その他有価証券評価差額金	16,611
		繰延ヘッジ損益	△58
		土地再評価差額金	2,423
		退職給付に係る調整累計額	△330
		その他の包括利益累計額合計	18,646
		新株予約権	152
		純資産の部合計	120,758
資産の部合計	2,910,791	負債及び純資産の部合計	2,910,791

第110期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		44,580
資金運用収益	26,158	
貸出金利息	17,795	
有価証券利息配当金	8,339	
コールローン利息及び買入手形利息	6	
預け金利息	15	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	5,994	
その他の業務収益	425	
その他の経常収益	12,001	
貸倒引当金戻入益	575	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	11,422	
経常費用		38,499
資金調達費用	1,047	
預金利息	802	
譲渡性預金利息	39	
コールマネー利息及び売渡手形利息	106	
債券貸借取引支払利息	45	
借入金利息	38	
その他の支払利息	16	
役務取引等費用	2,581	
その他の業務費用	1,948	
営業経費用	22,624	
その他の経常費用	10,297	
その他の経常費用	10,297	
経常特別利益		6,080
固定資産処分益	7	
特別損失		837
固定資産処分損失	303	
減損	533	
税金等調整前当期純利益		5,250
法人税、住民税及び事業税	1,165	
法人税等調整額	△207	
法人税等合計		957
当期純利益		4,292
親会社株主に帰属する当期純利益		4,292

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月11日

株式会社 青森銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 山 大 幹 ㊟

監査等委員 大 矢 卓 ㊟

監査等委員 石 田 憲 久 ㊟

監査等委員 櫛 引 利 貞 ㊟

(注) 監査等委員 大矢卓、石田憲久及び櫛引利貞は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によってインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
詳細につきましては、後記のヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

5. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家のみなさまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

<システム等に関するお問い合わせ先>	
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）	
電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	午前9時から午後9時まで

株主総会会場ご案内略図

会場

青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



- 株主総会にお車でお越しの場合は、本店西側および本店東側の「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。

なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

